沖縄県差別のない社会づくり条例
（令和５年沖縄県条例第13号）

解釈及び運用の指針

令和５年４月

沖縄県子ども生活福祉部
女性力・平和推進課

目　次

前文　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
第１章　総則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　　第１条（目的）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　　第２条（定義）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
　　第３条（理念）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
　　第４条（県の責務）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
　　第５条（県民の責務）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
　　第６条（事業者の責務）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
第２章　不当な差別のない社会の形成を図るための基本方針等　・・・・・・・・・・　8
　第１節　基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
　　第７条　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
　第２節　不当な差別的言動に関する施策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
　　第８条（インターネット上の不当な差別的言動に関する施策）　・・・・・・・　9
　　第９条（県民であることを理由とする不当な差別的言動に関する施策）　・・　10
　　第10条（本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に関する施策）　・・・・　11
　　第11条（本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に関する措置）　・・・・　13
　　第12条（表現の自由等への配慮）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17
　第３節　性的指向又は性自認を理由とする不当な差別に関する施策　・・・・・・　18
　　第13条　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18
第３章　沖縄県差別のない社会づくり審議会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　20
　　第14条　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　20
第４章　雑則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　22
　　第15条（財政上の措置）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　22
　　第16条（規則への委任）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　22
附則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　23

【参考資料】
○本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた
　取組の推進に関する法律　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　24
○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　26

前　文

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。 　これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、また、基本的人権を侵すことのできない永久の権利として全ての国民に保障する日本国憲法の理念とするところでもある。 　この理念の下、誰もが個人として尊重され、いかなる不当な差別も受けることなく、自分らしく生きることは、私たちの願いである。 　しかしながら、不当な差別を解消するための長年の取組にもかかわらず、依然として、公共の場所やインターネット上で特定の個人又は不特定多数に向けて行われる特定の人種、国籍、出身等の本人の意思では変えることが難しい属性を理由とする不当な差別的言動、性的指向や性自認の多様性についての理解が十分ではないことに起因する偏見や不当な差別等が存在しており、私たちは、その解消に向けた取組を、さらに力強く、社会全体で推進していかなければならない。 　ここに、全ての人への不当な差別は許されないことを宣言するとともに、人々が互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する心豊かな社会の実現を目指し、たゆみない努力をすることを決意し、この条例を制定する。

【趣旨】

１　前文は、本条例の制定の趣旨、理念を定めたものである。

２　前文は、本則と一体となる法的性質を持ち、前文自体が直接的に適用されるものではないが、新たな人権問題が存在すること等の条例の制定の背景や、本則の条文で表すことが難しい理念、決意等を述べることにより、本県が目指すべき社会を明確にし、社会全体で差別の解消に向けて取り組むことを定めたものである。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、不当な差別の解消に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにし、及び県が講ずる施策の基本となる事項を定めること等により、沖縄県男女共同参画推進条例（平成15年沖縄県条例第２号）及び沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（平成25年沖縄県条例第64号）と相まって、社会全体で不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図ることを目的とする。

【趣旨】

本条は、本条例の目的が、不当な差別の解消に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにし、及び県が講ずる施策の基本となる事項を定めること等により、既に制定されている条例と相まって、社会全体で不当な差別の解消を推進し、不当な差別のない社会の形成を図ることを定めたものである。

【解釈及び運用】

１　本条に規定する次の事項については、それぞれ次のとおり定めている。

⑴ 不当な差別の定義（第２条）
⑵ 基本理念（第３条）
⑶ 県の責務（第４条）
⑷ 県民の責務（第５条）
⑸ 事業者の責務（第６条）

３　「県が講ずる施策の基本となる事項」については、次のとおり定めている。

⑴ 基本方針（第７条）
⑵ インターネット上の不当な差別的言動に関する施策（第８条）
⑶ 県民であることを理由とする不当な差別的言動に関する施策（第９条）
⑷ 本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に関する施策（第10条から第12条まで）
⑸ 性的指向又は性自認を理由とする不当な差別に関する施策（第13条）

４　「県が講ずる施策の基本となる事項を定めること等」の「等」は、沖縄県差別のない社会づくり審議会（第14条。以下「審議会」という。）を指す。

（定義）

第２条　この条例において、「不当な差別」とは、不当な差別的言動及び不当な差別的取扱いをいう。

【趣旨】

本条は、不当な差別を定義するものである。

不当な差別とは、本人の意思では変えることのできない属性又は個人の特性を理由として、正当な理由なく区別、排除又は制限を行うものであり、本条例では、これを「不当な差別的言動」、「不当な差別的取扱い」として定義している。

【解釈及び運用】

１　「不当な差別的言動」とは、特定の属性や特性がある者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的や、特定の属性や特性があることを理由として地域社会から排除することを煽動する目的などで、公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は著しく侮蔑するなどの言動をいう。

２　「不当な差別的取扱い」とは、正当な理由なく特定の属性や特性を理由として、サービスの提供等を拒否すること、制限すること、条件を付与すること等をいう。

（基本理念）

第３条　不当な差別のない社会の形成は、全ての人が、個人として人格及び個性が尊重され、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、何人も人種、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、社会的身分、出身その他の事由を理由とする不当な差別をしてはならないという認識の下に、県、市町村、県民及び事業者が相互に連携協力し、社会全体として推進していかなければならない。

【趣旨】

本条は、差別のない社会の形成に当たっての基本となる考え方を示すものである。

何人もいかなる事由を理由とする不当な差別をしてはならないという認識の下、差別のない社会づくりを社会全体として推進していくことを定めたものである。

【解釈及び運用】

1　日本国憲法第14条で掲げられている事由と、この条例で取組を規定するものを差別の理由として例示している。

⑴ 「人種」とは、人間の皮膚の色を始め頭髪・身長・頭の形・血液型などの形質的な特徴による区分単位をいう。

⑵ 「国籍」とは、一定の国家の所属員たる資格をいう。

⑶ 「信条」とは、人が信じている思想、世界観などのことをいう。

⑷ 「性別」とは、男性と女性の別をいう。

⑸ 「性的指向」とは、恋愛又は性的な関心がどのような対象に向かうか（向かわない場合を含む。）を表す概念をいう。

⑹ 「性自認」とは、自己の性別についての認識をいう。

⑺ 「社会的身分」とは、自分の意思や能力とは無関係に出生によって決定される社会的地位をいう。

⑻ 「出身」とは、生まれた土地、属していた身分などがそこであることをいう。

⑼ 「その他の事由」とは、直前に例示した事由以外の事由をいう。これにより、例示以外の事由であっても、不当な差別をしてはならないことを定めている。

その他の事由の例としては、疾病や犯罪歴が挙げられる。

（県の責務）

第４条　県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、不当な差別のない社会の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

【趣旨】

本条は、県は、基本理念にのっとり、不当な差別のない社会の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することを定めたものである。

【解釈及び運用】

１　前条に定める基本理念には、「県、市町村、県民及び事業者が相互に連携協力し、社会全体として推進していかなければならない」と定めていることから、県は、本条の責務を実施するに当たり、当然に市町村等と連携して行うこととなるものである。

２　「施策を総合的に策定」については、本条例第７条において、県の施策の基本方針を定め、教育・普及啓発活動、相談体制の整備、差別の実情に応じた解消の取組など、不当な差別のない社会の形成に関する施策を講ずることを指している。

（県民の責務）

第５条　県民は、基本理念にのっとり、人権を尊重することの重要性について関心と理解を深めるとともに、県が実施する不当な差別のない社会の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、県民は、基本理念にのっとり、人権を尊重することの重要性について関心と理解を深めるとともに、県が実施する不当な差別のない社会の形成に関する施策に協力するよう努めることを定めたものである。

【解釈及び運用】

1　誰もが個人として尊重され、いかなる不当な差別を受けることなく、自分らしく生きることができる不当な差別のない社会づくりを実効的に推進していくためには、県民一人ひとりが､人権を尊重することの重要性について関心と理解を深めるとともに、県が実施する不当な差別のない社会の形成に関する施策に協力するよう努める必要がある。

本条は、こうした観点を踏まえ、県民の努力義務として定めたものである。

2　本条の「県民」とは、沖縄県の市町村の区域内に住所を有する者、すなわち「沖縄県の住民」をいう。なお、県内の市町村の区域内に住所を有しない者であっても、県内に滞在する者等に対しては、県が実施する施策について協力を求めるものである。

3　本条例第３条に定める基本理念には、「県、市町村、県民及び事業者が相互に連携協力し、社会全体として推進していかなければならない」と定めていることから、県民は、基本理念にのっとり、相互に連携協力していくものとする。

4　「人権を尊重することの重要性について関心と理解を深める」とは、様々な学習機会を通じて正しい人権に関する知識と感覚を身に付け、実践していくこと等である。

（事業者の責務）

第６条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、不当な差別の解消の取組を推進するとともに、県が実施する不当な差別のない社会の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、不当な差別の解消の取組を推進するとともに、県が実施する不当な差別のない社会の形成に関する施策に協力するよう努めることを定めたものである。

【解釈及び運用】

１　不当な差別のない社会づくりを推進するに当たっては、事業者の協力が必要であることから、県が実施する不当な差別のない社会の形成に関する施策に協力することを求め、事業者の努力義務として定めたものである。

２　本条の「事業者」については、特にその対象を限定していない。「事業者」とは、営利、非営利を問わず、県内において事業を行うものとし、企業だけでなく、自治会、ＮＰＯ、ＮＧＯ等を含む。

３　本条例第３条に定める基本理念には、「県、市町村、県民及び事業者が相互に連携協力し、社会全体として推進していかなければならない」と定めていることから、事業者は、基本理念にのっとり、相互に連携協力していくものとする。

４　事業者に求める取組の具体例としては、公正な採用、人権尊重に基づいた快適な職場環境の整備、多文化共生の地域づくり等が挙げられる。

第２章　不当な差別のない社会の形成を図るための基本方針等

第１節　基本方針

第７条　県は、次に掲げる基本方針に基づき、不当な差別のない社会の形成に関する施策を講ずるものとする。
⑴　人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する県民の理解を深めること。
⑵　不当な差別に関する相談に的確に応ずること。
⑶　不当な差別が生ずる背景その他の差別の実情を踏まえた取組を行うことにより、不当な差別の解消の推進を図ること。

【趣旨】
本条は、基本理念、県の責務を踏まえ、不当な差別のない社会の形成を図るため、県が講ずる施策の基本方針を示すものである。

【解釈及び運用】
１　第１号関係
人権尊重の理念を普及させ、その理解を深めるための教育活動及び啓発活動を行う。
県では、人権尊重思想の普及高揚を図り、県民に人権問題に関する正しい知識を広めるため、法務省からの委託を受け、人権啓発活動を実施している。
それらに加え、人権週間等に合わせた啓発活動、啓発パンフレットの作成、教育機関等と連携した啓発パンフレット等の配布等の取組を行うこととなる。

２　第２号関係
不当な差別に関する相談に的確に応ずるための相談体制の整備を図るものである。
県では、従前から、それぞれの事案に応じた県の相談窓口（女性相談、ＬＧＢＴＱにじいろ相談、性暴力被害者相談等）を設置しているが、これらに加え、新たに女性力・平和推進課に設置する相談窓口において、他の相談窓口で対応していない事案（インターネット上の不当な差別的言動、県民であることを理由とする不当な差別的言動、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動）についても、相談窓口を設置し、的確に対応することとしている。
当該相談窓口では、相談内容に応じて、一般的な情報提供や助言、専門相談窓口等を案内するなどの支援を行うとともに、法的な助言が必要な場合は、弁護士による法律相談を行うものである。

３　第３号関係
不当な差別が生ずる背景その他の差別の実情を踏まえた取組を行うことにより、不当な差別の解消を図るものである。
県では、情報の収集、実態等の調査、分析等の取組を行い、差別の実情を踏まえ、不当な差別の解消を図るための施策を講ずることとしている。

第２節　不当な差別的言動に関する施策
（インターネット上の不当な差別的言動に関する施策）

第８条　県は、インターネット上の不当な差別的言動の解消を図るため、インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発を行うとともに、インターネット上の不当な差別的言動その他の誹謗（ひぼう）中傷に関する相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、インターネット上の不当な差別的言動の解消を図るため、インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発、インターネット上の不当な差別的言動に関する相談体制の整備等、必要な施策を講ずることを定めたものである。

【解釈及び運用】

１　特定の個人を攻撃する誹謗中傷、いじめ等、不特定多数の集団に対する不当な差別的言動などインターネットを利用して行われるものが社会問題となっている。これは、インターネットの普及により情報を発信したり、発信された情報を入手することが誰でも簡単にできるようになったことが主な要因となっていることから、インターネット上の情報を正しく読み解き、適切に利用するための教育及び啓発を行うとともに、被害者等を支援するための相談を行うことを定めたものである。

２　新たに女性力・平和推進課に設置する相談窓口において、県民からのインターネット上の不当な差別的言動その他の誹謗中傷に関する相談に対応し、相談内容に応じて、一般的な情報提供や助言、専門相談窓口等を案内するなどの支援を行うとともに、法的な助言が必要な場合は、弁護士による法律相談を行うものである。

３　「その他の誹謗中傷」とは、インターネットを利用した個人又は集団に対する誹謗中傷のうち、個人の人格権の侵害が認められる可能性があるものをいう。

（県民であることを理由とする不当な差別的言動に関する施策）

第９条　県は、県民であることを理由とする不当な差別的言動の解消に向けた施策を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、県は、県民であることを理由とする不当な差別的言動の解消に向けた施策を講ずることを定めたものである。

【解釈及び運用】

１　「県民であることを理由とする不当な差別的言動」とは、県民に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的や、県民を社会から排除することを煽動する目的などで、公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は県民の何らかの属性を著しく侮蔑するなどの言動をいう。

２　「県民」とは、沖縄県の市町村の区域内に住所を有する者、すなわち「沖縄県の住民」をいう。

３　「施策」については、県は、新たに女性力・平和推進課に設置する相談窓口において、県民からの不当な差別的言動に関する相談に対応し、県に寄せられる相談の内容を把握し、情報を収集するとともに、一つひとつの事例を積み重ね、実態の調査や分析等により、被害の態様に応じて、その解消に向けた必要な取組を行うことを想定している。

なお、講ずる施策が表現の自由などを不当に侵害しないように留意することは言うまでもない。

（本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に関する施策）

第10条　県は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）の趣旨を踏まえ、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動（本邦外出身者等（本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫をいう。以下この条及び次条において同じ。）に対する差別的意識を助長し、又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し、又は本邦外出身者等を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者等を地域社会から排除することを煽（せん）動する不当な差別的言動をいう。次条において同じ。）による人権侵害及びその解消の必要性について県民の関心と理解を深めるための啓発を行うものとする。

【趣旨】

1　本条は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号。以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）第４条第２項において「地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。」と規定されていることに鑑み、「本邦外出身者等に対する不当な差別的言動」による人権侵害及びその解消の必要性について県民の関心と理解を深めるための啓発を行うことを定めたものである。

【解釈及び運用】

1　「本邦外出身者等」について

「本邦外出身者等」とは、本邦の域外にある国若しくは地域の出身者である者又はその子孫である。

本条例の制定の契機となった不当な差別的言動と思われる街宣活動は、中国からの観光客へ向けて行われていたものである。

ヘイトスピーチ解消法で定義されている本邦外出身者は、本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住する要件があり、観光客や一時的に滞在する者が含まれていないため、多くの外国人観光客が訪れる本県の実情を踏まえ、本条例では「適法に居住するもの」に限定せず、対象を広げたものである。

2　「本邦外出身者等に対する不当な差別的言動」について

「本邦外出身者等に対する不当な差別的言動」とは、本邦外出身者等に対する差別的意識を助長し、又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し、又は本邦外出身者等を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者等を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動である。

日常生活における言争いや、単なる批判、歴史認識の表明、政治的な主張については、通常、この定義に該当しないことが多いと考えられるため、基本的に「本邦外出

身者等に対する不当な差別的言動」の対象とはならない。

3　平成28年12月27日に、法務省人権擁護局から、ヘイトスピーチ解消法第２条の解釈に関する考え方として、典型的な具体例、該当性を判断する際の留意事項が示されている（「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に係る参考情報（その２）。以下「参考情報」という。）。

その内容は概ね次の⑴～⑶となっており、本条及び次条における「本邦外出身者等に対する不当な差別的言動」の該当性を判断するに当たって参考とするものである。

⑴ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の「典型的な例」と考えられるもの

態様	態様の説明	具体例
生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知	害悪の告知を内容とする脅迫的言動を指す	・○○人は殺せ ・○○人を海に投げ入れろ
著しく侮蔑する	見下し蔑む言動のうち、その程度が著しいもの	・特定の国又は地域の出身である者について蔑称で呼ぶ ・差別的、軽蔑的な意味合いで「ゴキブリ」などの昆虫、動物、物に例える言動
地域社会から排除することを扇動する	地域社会から排除し排斥することをあおり立てることを指す	・○○人はこの町から出て行け ・○○人は祖国へ帰れ ・○○人は強制送還すべき

⑵ 「個別具体の言動が、本法律の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するか否かは、本法律の趣旨を踏まえて、当該言動の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮して判断されることになると考えられる」と解されている。

また、「同一の文言であれば、常に該当性の判断に変わりがないというものではなく、～（略）～諸事情を勘案することにより、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するかどうかの判断が異なることは当然あり得ると考えられる」とされている（参考情報P.4～5）。

⑶ 「外国政府等の国家機関に対する批判を内容とする言動は、ヘイトスピーチ解消法に該当しない」と解されている。例えば、在日米軍に対する批判を内容とする政治的活動については、「不当な差別的言動」に含まれないとされている。

（本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消に関する措置）

第11条　知事は、規則で定めるところにより本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当する表現活動（県の区域内の道路、公園又は広場において行う街頭演説、集団示威運動又は集団行進その他の公共の場所において行う表現行為又はインターネットを利用して公衆の閲覧に供することにより行う表現行為をいう。以下この条において同じ。）が行われた旨の申出があった場合その他本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当する表現活動が行われたおそれがある場合において、当該表現活動が本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当するものであると認めるときは、その旨を人権侵犯事件に係る事務を所管する国の行政機関に通知するとともに、表現活動の内容の概要及び表現活動を行ったものの氏名又は名称をインターネットの利用その他適切な方法で公表するものとする。ただし、公表することにより本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消を阻害すると認めるとき、当該表現活動を行ったものの所在が判明しないときその他特別な理由があると認めるときは、規則で定めるところにより公表しないことができる。

２　知事は、前項の規定による措置を講ずるに当たっては、あらかじめ沖縄県差別のない社会づくり審議会の意見を聴かなければならない。ただし、前項の申出に係る表現活動が明らかに本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当しないものであるときは、この限りでない。

３　知事は、第１項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該公表に係る表現活動を行ったものに対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

【趣旨】

１　本条は、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消に関する措置を定めたものである。

２　本条は、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動が、県の区域内の公共の場所又はインターネット上で行われた旨の申出があった場合、又は行われたおそれがある場合、知事は、当該表現活動が本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当すると認めるときは、その旨を人権侵犯事件に係る事務を所管する国の行政機関に通知するとともに、表現活動の内容の概要及び表現活動を行ったものの氏名又は名称をインターネットの利用その他適切な方法で公表することについて定めたものである。

【解釈及び運用】

１　第１項関係

⑴　本条では、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当する表現活動について、知事は、教育活動及び啓発活動の一環として、当該表現活動は解消する必要性があるものであると県が判断したことを行為者へ通知し、また、表現活動の概要を県民へ公表することで、不当な差別的言動が何であるか、どのような影響（害悪）があるのか等の知識の普及及び人権尊重に関する意識の啓発を図り、不当な差別的

言動を容認しない社会の形成を目指していくものである。

なお、本条の施行日(令和５年10月１日)前に行われた表現活動については、本条の適用の対象とならないが、同日以降も継続して行われている場合（インターネット上に掲載された記事が同日前に削除・消去されない場合を含む。）には、同日以降の表現活動について、本条が適用される。

⑵　「公共の場所」とは、現実に一般に開放されており、不特定かつ多数の人が自由に出入りし利用できる場所を意味している。その場所が屋外か屋内か、その場所の所有権及び管理権が私人に属するか国その他の公共団体に属するか、使用等が有償か無償かを問わない。

「道路」、「公園」及び「広場」は例示であり、公共の場所に該当するか否かは、個別具体の事案に応じて判断が行われるものである。

例えば、屋内の施設で不特定かつ多数の人が自由に出入りできる状況であれば該当しうるが、貸切等によってそれが制限されている状況であれば該当しない。

⑶　表現活動の手段には、「街頭演説」、「集団示威運動」又は「集団行進」を例示しており、基本的に、これらの手段によるものを想定しているが、これら以外の手段であっても他者に対して表現を行う行為であれば「その他の公共の場所において行う表現行為」に該当する。

「その他の公共の場所において行う表現行為」の具体的な例としては、不特定かつ多数の人が出入りすることができる場所での掲示や展示などが想定される。

⑷　インターネットを利用した表現行為については、当該表現行為が、沖縄県の区域内に居住又は滞在する本邦外出身者等に対して行われているものと明らかに認められる場合に、本条が適用される。

⑸　本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当する表現活動が行われた旨の申出については、沖縄県差別のない社会づくり条例施行規則（令和５年沖縄県規則第32号。以下「規則」という。）に定める関係様式により、知事に提出して行うものとする。

⑹　「表現活動が行われたおそれがある場合」とは、市町村等からの情報提供、相談窓口での対応等により事案を把握した当該表現活動が、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当する可能性が相当程度認められる場合をいう。

⑺　「人権侵犯事件に係る事務を所管する国の行政機関」に通知する目的は、救済制度を所管する法務局へ情報提供をすることでインターネット上の投稿等についての削除の手続がなされることを想定している。

⑻　本条の公表は、知事が、当該表現活動が本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当するものであると認めるときは、その表現活動の内容の概要及び表現活動を行ったものの氏名又は名称を公表することで、どのような表現活動が「本邦外出身者等に対する不当な差別的言動」に該当するのかを、広く県民に周知することに

より、その解消につなげることを目的としている。

⑼　表現活動の内容の概要及び表現活動を行ったものの氏名又は名称の公表については、「インターネットの利用その他適切な方法で公表するものとする」としており、沖縄県のホームページなどを活用して行うことを想定している。

⑽　表現活動の内容の概要の公表については、表現活動の内容をありのまま公表することにより、その内容を知った人に誤った認識を与える可能性があるなど、差別の拡散につながるおそれがあることから、表現活動を特定するために必要な事項に限って公表することとする。

⑾　「公表することにより本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消を阻害すると認めるとき」、「その他特別な理由があると認めるとき」とは、公表をすることにより、かえって、当該表現活動を行ったものの宣伝やアピール等の効果につながってしまうときや、不当な差別的言動の対象となった方々に二次被害を及ぼすおそれがある場合、表現活動を行ったものが未成年の場合などを想定しており、この場合、知事は表現活動の内容の概要又は表現活動を行ったものの氏名若しくは名称を公表しないことができる（規則第４条第１号及び第３号）。

⑿　「当該表現活動を行ったものの所在が判明しないとき」は、規則により、表現活動を行ったものの氏名又は名称を公表しないことができる（規則第４条第２号）。

２　第２項関係

⑴　前項の公表の措置を講ずるに当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴くこととし、恣意的な運用とならないよう慎重に判断する仕組みを設けている。

⑵　申出に係る表現活動には様々な内容のものがあると想定され、その中には、明らかに本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当しないものも含まれ得ることから、審議会の運営を適正かつ充実したものとするため、ただし書の規定を設けたものである。例としては、日常生活における言争い、単なる批判、歴史認識の表明などが挙げられる。
　ただし書が恣意的に運用されることのないよう、申出に係る表現活動がこれに該当する場合は、表現活動の概要を審議会に報告するものとする。

３　第３項関係

⑴　広く県民に周知することにより、差別の解消につなげることを目的としているものの、県が、表現活動の内容の概要及び表現活動を行ったものの氏名又は名称を公表することにより、当該公表を起因として、そのものが社会的排除の対象とされるなど、一定の不利益を受ける可能性が生じることは否定できない。一旦公表を行った後では、そのものの社会的評価や信用を回復する手段がないことから、公表に係る手続は慎重に行う必要があるため、当該公表に係る表現活動を行ったものに対し、意見を述べる機会を与えなければならないことを定めている。

⑵　表現活動を行ったものに対する意見の聴取については、表現活動を行ったものに弁明、反論及び自己に有利な証拠の提出の機会を保障する趣旨であることに鑑み、客観的で公平かつ公正な観点から、不当な差別的言動に該当するか判断するものとする。

（表現の自由等への配慮）

第12条　前条の規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

【趣旨】

本条は、前条の規定により行う本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に関する調査及び啓発活動に当たっては、表現の自由などを不当に侵害しないように留意することを定めたものである。

【解釈及び運用】

１　表現の自由は、日本国憲法の保障する国民の自由と権利の中で、最も重要なものの一つとして位置付けられている。一方で、表現活動が他者の生命、身体、自由、名誉、財産などの具体的侵害に及ぶ場合には､表現の自由の保障の限界を超えるものとして、その制限が正当化されることがあり、表現の自由を制約する立法については、規定の明確さが求められ、慎重な対応が必要となる。

２　前条の公表の措置については､教育活動及び啓発活動の目的で行うこととしており、表現活動について、直接的な規制を設けるものではない。しかしながら、公表の措置により表現活動を萎縮させてしまうおそれがあることから、表現の自由その他の日本国憲法の保障する自由と権利を不当に侵害しないよう留意することを明文化し、慎重な運用を期すこととしている。

３　前条の公表の措置に際しては、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当するかどうかのみならず、本条違反になっていないか慎重に検討することになる。

第３節　性的指向又は性自認を理由とする不当な差別に関する施策

第13条　県は、性的指向又は性自認を理由とする不当な差別の解消を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。
⑴　多様な性的指向及び性自認があること並びに性的指向及び性自認に関する不当な差別による人権侵害及びその解消の必要性について県民の理解の増進を図るために、学校、職域その他の様々な場を通じて行う教育活動及び啓発活動
⑵　性的指向及び性自認に関する相談の実施及び情報の提供
⑶　前２号に掲げるほか、性的指向又は性自認を理由とする不当な差別の解消を図るために必要な施策

【趣旨】
本条は、県は、性的指向又は性自認を理由とする不当な差別の解消を図るため、施策を講ずることを定めたものである。

【解釈及び運用】
１　県が、令和３年３月に発出した「沖縄県性の多様性尊重宣言（美ら島にじいろ宣言）」は、性の多様性に関する県の取組の方向性を広く示すものであり、県民、事業者に対する責務等は定めていないことから、本条において、性的指向又は性自認を理由とする不当な差別の解消に向けて、県が講ずる施策を定めたものである。

２　第１号、第２号、第３号関係
⑴　「性的指向及び性自認に関する不当な差別による人権侵害」の具体例は、個人の性的指向又は性自認の情報を本人の意に反して公にすることや、個人の性的指向又は性自認の情報の公表を強要又は禁止すること、相手の性的指向又は性自認に関する侮辱的な言動等が挙げられる。

⑵　県は、本条に基づき、多様な性的指向及び性自認があること、性的指向及び性自認に関する不当な差別による人権侵害及びその解消の必要性について県民の理解の増進を図るため、学校、職域その他の様々な場を通じて行う教育活動及び啓発活動を展開することを定めている。

⑶　「相談の実施及び情報の提供」については、県が設置する「ＬＧＢＴＱにじいろ相談」（沖縄県男女共同参画センターてぃるる）での電話相談（毎週土曜日10時～17時、電話番号：098-880-8434）において、相談内容に応じて行う情報提供や助言が挙げられる。

⑷　県は、第１号及び第２号に掲げる施策のほか、性的指向又は性自認を理由とする不当な差別の解消を図るために必要な施策を講ずることを定めたものである。

３　県民及び事業者は、本条例第５条及び第６条の規定において、県が実施する不当な差別のない社会の形成に関する施策に協力するよう努めることが定められていること

から、本条において県が行う施策に協力するものとする。

第３章　沖縄県差別のない社会づくり審議会

第14条　この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄県差別のない社会づくり審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。
２　審議会は、この条例に定めるもののほか、不当な差別のない社会の形成に関する施策の推進に関する重要事項について知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。
３　審議会は、委員５人以内で組織する。
４　委員は、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。
５　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
６　委員は、再任されることができる。
７　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
８　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】
本条は、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の措置及び不当な差別のない社会の形成に関する施策の推進に関する重要事項について調査審議を行う附属機関の設置を定めたものである。

【解釈及び運用】
１　第１項関係
「沖縄県差別のない社会づくり審議会」は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定に基づく知事の附属機関であり、本項は、審議会の設置根拠となる。知事は、本条例第11条第１項の規定による措置を講ずるに当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

２　第２項関係
本項は、審議会は、この条例に定めるもののほか、不当な差別のない社会の形成に関する施策の推進に関する重要事項について知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる旨を定めたものである。
「建議」とは、審議会が、知事に対して、意見を申し出ることである。

３　第３項から第６項まで
⑴　審議会の委員数の上限を５人以内と定め、審議会の委員は、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命し、委員の任期は２年（補欠の委員の任期は前任者の残任期間）で、再任されることができる旨を定めたものである。
⑵　「学識経験のある者」とは、学術機関の研究者、実務経験のある弁護士等をいう。

4　第７項関係

審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならず、その職を退いた後も、同様とする旨を定めたものである。

5　第８項関係

審議会の組織及び運営に関しては、本条に定めるもののほか規則で定める（規則第９条から第12条まで）。

第４章　雑則

（財政上の措置）

第15条　県は、不当な差別のない社会の形成に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、不当な差別のない社会の形成に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを定めたものである。

【解釈及び運用】

県は、不当な差別のない社会の形成に関する施策を推進するため、必要な経費等についての予算措置を行うなど、その取組を推進していくよう定めたものである。

（規則への委任）

第16条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、この条例の施行に関し必要な事項について、規則に委任することを定めたものである。

【解釈及び運用】

１　本条例では、次の項目について、規則に委任している。

⑴ 不当な差別的言動に該当する表現活動が行われた旨の申出【条例第11条第１項】

⑵ 公表しないことができる事項　【条例第11条第１項】

⑶ 表現活動を行ったものに対する意見を述べる機会の付与　【条例第11条第３項】

⑷ 審議会の組織及び運営に必要な事項　【条例第14条第８項】

附　則

（施行期日）
1　この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、第11条及び第12条の規定は、令和５年10月１日から施行する。
（検討）
2　知事は、この条例の施行後３年を目途として、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】
附則は、この条例の施行期日及び検討事項について定めたものである。

【解釈及び運用】
1　附則第１項関係
⑴　この条例は、令和５年４月１日から施行することを規定している。

⑵　ただし、本条例第11条「本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消に関する措置」の規定及び第12条「表現の自由等への配慮」の規定については、県民等への周知を図るため、令和５年10月１日から施行することを規定している。

2　附則第２項関係
⑴　知事は、この条例の施行後３年を目途として、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることを定めたものである。

⑵　不当な差別を解消するための施策は、その実態に応じて適宜見直しを行い、実情にあった施策を講じていく必要があるため、取り組んでいる施策の効果、不当な差別の実態、県民の意識などについて調査及び分析を行い、必要に応じて、条例についても見直しをしていくことを明確にするため、検討条項を設けたものである。

【参考資料】

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

（基本理念）

第３条　国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第４条　国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

２　地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第２章　基本的施策

（相談体制の整備）

第５条　国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

２　地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

（教育の充実等）

第６条　国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

２　地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

（啓発活動等）

第７条　国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し､その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

２　地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から施行する。

（不当な差別的言動に係る取組についての検討）

２　不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し､必要に応じ､検討が加えられるものとする。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）

（目的）

第１条　この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第３条　国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第４条　国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第５条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第６条　国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第７条　国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第８条　政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第９条　国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附　則

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第８条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第２条　この法律は、この法律の施行の日から３年以内に、人権擁護施策推進法（平成８年法律第120号）第３条第２項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に

関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。